予防接種法による定期の予防接種一覧

定期の予防接種は、予防接種法により接種回数や対象年齢が定められています。詳細は、それぞれのページをご参照ください。

なお、お知らせは**標準的な接種年齢に到達された方**に原則メールで通知いたします。

＜A類疾病＞					
予防接種名	対象者	標準的な接種年齢	回数	間　隔	カード利用
ロタウイルス	【ロタリックス】 生後6週から24週	初回接種が生後2月から生後14週6日まで	2回	27日以上	○
	【ロタテック】 生後6週から32週	初回接種が生後2月から生後14週6日まで	3回	27日以上	
ヒブ （インフルエンザ菌b型）	生後2月から60月に至るまでの間にある者	・初回接種開始は生後2月から7月に至るまで ・追加接種は初回接種終了後、7月から13月おく	初回3回 追加1回	【初回開始時が生後2月～7月】27日から56日までの間隔をあけて3回。その後7月から13月までの間隔をあけて1回	○
			初回2回 追加1回	【初回開始時が生後7月～12月】27日から56日までの間隔をあけて2回。その後7月から13月までの間隔をあけて1回	
			1回	【初回開始時が生後12月～60月】	
小児用肺炎球菌 （15価・20価）	生後2月から60月に至るまでの間にある者	・接種開始時期が生後2月から7月に至るまで ・追加接種は生後12月から15月に至るまで	初回3回 追加1回	【初回開始時が生後2月～7月】27日以上の間隔をあけて3回。その後60日以上の間隔をあけて生後12か月以降に1回	○
			初回3回 追加1回	【初回開始時が生後7月～12月】27日以上の間隔をあけて2回。その後60日以上の間隔をあけて生後12か月以降に1回	
			2回	【初回開始時が生後12月～24月】60日以上の間隔をあけて2回	
			1回	【初回開始時が生後24月～60月】	
B型肝炎	生後1歳に至るまで	生後2月から9月	3回	27日以上の間隔をあけて2回。その後1回目から139日以上の間隔をあけて1回	○
五種混合 （DPT-IPV-Hib）	生後2月から90月に至るまで	【第1期初回】 生後2月から7月	3回	20日から56日までの間隔をあけて3回	○
		【第1期追加】 1期初回終了後、6か月から18か月の間	1回	第1期初回終了後、6か月から18か月までの間隔をあけて1回	
四種混合 （DPT-IPV）	生後2月から90月に至るまで	【第1期初回】 生後2月から12月	3回	20日から56日までの間隔をあけて3回	○
		【第1期追加】 1期初回終了後、12か月から18か月の間	1回	第1期初回終了後、12か月から18か月までの間隔をあけて1回	
不活化ポリオ （急性灰白髄炎）	生後2月から90月に至るまで	＊H24年9月1日以降、四種混合ワクチンが定期接種となったことにより、不活化ポリオは今までの生ポリオワクチンや三種混合ワクチンが未完了者の方のみが対象です。			○
BCG （結核）	生後1歳に至るまで	生後5月から8月	1回		○
MR （麻しん・風しん混合）	【1期】生後12月から24月に至るまで	―	1回		○
	【2期】5歳から7歳未満であって小学校就学前1年間	―	1回		
水痘 （水ぼうそう）	生後12月から36月に至るまで	【初回接種】生後12月から15月に至るまでの間	2回	6月から12月までの間隔をあけて2回	○
		【2回目】 1回目終了後、6か月から12か月までの間隔をおいて1回			
日本脳炎 ※1	【1期】生後6月から90月に至るまで	3歳から4歳に至るまで	2回	6日から28日の間隔をあけて2回	○※1-2
		4歳から5歳に至るまで	1回	初回2回終了後、おおむね1年の間隔をあけて1回	
	【2期】9歳以上13歳未満	9歳から10歳に至るまで	1回		
二種混合（DT）	11歳以上13歳未満	11歳から12歳に至るまで	1回		○
子宮頸がん予防 （ヒトパピローマウイルス） ※2	小学6年生から高校1年生の年齢相当	中学1年生	3回	【サーバリクス】 1回目を0月として、以降1か月、6か月の間隔をあけて3回	○
			3回	【ガーダシル】 1回目を0月として、以降2か月、6か月の間隔をあけて3回	
			2回	【シルガード9】※1回目が15歳未満 1回目を0月として、6か月の間隔をあけて2回	
			3回	【シルガード9】※1回目が15歳以上 1回目を0月として、以降2か月、6か月の間隔をあけて3回	

＜B類疾病＞			
予防接種名	対象者	回数	カード利用
高齢者インフルエンザ	ア 65歳以上 イ 60から64歳で心臓・腎臓・呼吸器・免疫不全で身体障害者手帳1級所持者	1回	○ ※4
高齢者肺炎球菌（23価） ※3	ア 65歳 イ 60から64歳で心臓・腎臓・呼吸器・免疫不全で身体障害者手帳1級所持者	1回	○ ※4
新型コロナ	ア 65歳以上 イ 60から64歳で心臓・腎臓・呼吸器・免疫不全で身体障害者手帳1級所持者	1回	○ ※4
帯状疱疹	ア 65・70・75・80・85・90・95歳 および 100歳以上 イ 60から64歳でヒト免疫不全の機能障害で身体障害者手帳1級所持者	1回	○ ※4

※１　日本脳炎には上記対象年齢の他、特例として、下記の年齢の間にある方で全４回の予防接種が未完了の場合、接種できる制度があります。予防接種カードと母子健康手帳を持参し、市内医療機関で接種を行ってください。
【対象者】平成７年４月２日～平成 19 年４月１日生まれの方で、かつ 20 歳未満の方

※２　令和４年４月１日～令和７年３月 31 日までの間に少なくとも１回以上接種をされた平成９年４月２日～平成 21 年４月１日生まれの方については、接種期間が令和８年３月 31 日まで延長されます。

※３　高齢者肺炎球菌ワクチンについて、平成 26 年度以降行われていた当該年度に【70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方】への特例措置は令和５年度で終了しました。

※４　Ｂ類疾病の対象者のうち、【イ）60～64 歳で一定以上の障害があり身体障害者手帳１級所持者の方】には予防接種カードは事前配布していません。接種を希望される方は健康課または支所にて、所定の身体障害者手帳をご持参のうえ、予防接種カードの発行申請を行ってください。

おもな任意の予防接種一覧

下記以外に、定期予防接種を接種対象年齢外で接種する場合も任意接種となります。
任意予防接種の接種を希望される場合は、直接医療機関にお問い合わせください。接種費用は、全額自己負担となります。（小児インフルエンザは一部助成あり）
なお、予防接種カードをお持ちの方は、任意接種の際もカードを使用して接種を受けていただきますようお願いいたします。

予防接種名	対象等	接種回数	接種間隔	カード利用
インフルエンザ	生後6か月以上13歳未満	2回	2週～4週で2回	○ （小児のみ）
	13歳以上の全年齢	1回		
	＊丹波市では、生後6か月から中学生相当の方に接種費用の一部助成を行っています。			
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	1歳以上	2回（推奨）	4週以上の間隔を空ける。ただし、日本小児科学会では標準的な接種スケジュールとして1歳と小学校入学前の1年間の2回接種を推奨。	○
帯状疱疹ワクチン（シングリックス）	満50歳～令和7年度に60歳になられる方（S40.4.2～S41.4.1生）	2回	2か月後に2回目接種	
ビケン（水痘） ※帯状疱疹予防	満50歳～令和7年度に60歳になられる方（S40.4.2～S41.4.1生）	1回		
A型肝炎	A型肝炎流行地域への渡航者等	3回	2週から4週間隔で2回接種後、24週後に1回	×
黄熱	黄熱ウイルスに感染する危険のある国への渡航者	1回	※検疫所で接種	×
破傷風	昭和43年以前に生まれた方及び外傷後	3回	基礎免疫がない場合	×
		1回	基礎免疫が済んでいる場合	
髄膜炎菌	髄膜炎菌感染症の流行地域への渡航者及びハイリスク者	1回		×